

◆利用の前にならずお読みください。

様

社会福祉法人のじぎく福祉会  
特別養護老人ホームこすもす園

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型サービス（介護予防型訪問サービス・ターミナル支援型訪問サービス）

# 重要事項説明書

## 事業所について

事業の種類別	訪問型サービス（介護予防型訪問サービス） （ターミナル支援型訪問サービス）
事業所名称	特別養護老人ホームこすもす園
事業所番号	2872200205
所在地	加古川市神野町神野136-8（主たる事務所） 加古川市神野町神野156-29（従たる事務所）
電話番号	（079）438-7813
FAX番号	（079）438-7025
事業開始	平成29年4月1日
営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分 から 午後5時30分
管理者	木村 訓子
サービス提供責任者	木村訓子 黒藪愛子 橋弘子 工納慶子
配置職員数	管理者 1名 訪問介護員 10名以上 （訪問介護員にはサービス提供責任者を含む）

◆利用の前にならざるお読みください。

■訪問型サービスご利用の前に

●訪問型サービスご利用前には、必ず「介護保険被保険者証」（以下、保険証）をご提示ください。

また、保険証の内容が変わった場合にも必ず「保険証」をご提示ください。

ご提示の際、特に以下の点をご確認ください。

ご確認ください点	内容
要介護状態区分等	要支援1・2、事業対象者が訪問型サービスの適用となります。

●生活保護等の公的扶助または各種減額、軽減措置を受けている場合は事前にお申し出ください。

また、各種減額証・減免証をお持ちの場合は、必ずサービスご利用前にご提示ください。

●要介護認定を受けていない場合のサービスご利用（償還払い）の詳細につきましては、地域包括支援センターにご相談ください。

■訪問型サービスご利用の個別計画

地域包括支援センターが作成した支援計画表に基づき契約者の状況に合った介護サービス案を作成いたします。その後、訪問型サービス開始前に契約者もしくはご家族等に対して説明を行い、同意を得たうえで決定いたします。ご利用中の支援計画表の変更に際しても契約者および家族等の同意を得て計画を変更いたします。

■訪問型サービスの利用中止、変更、追加

●契約者の都合による支援計画表の変更は可能です。計画を変更される場合は、ご利用前日までに当園へご連絡ください。

●ご利用中止の場合は、ご利用前日の午後5時30分までにこすもす園へ必ずご連絡ください。ご利用中止の連絡が無い場合は、やむを得ない事情、緊急以外は取消料として1,000円をいただきます。

こすもす園ヘルパー室 電話（079）438-7813

法人本部代表 電話（079）438-9696

～こすもす園訪問型サービスをご利用の際は、支援計画表が必要です～

地域包括支援センターが支援計画表を作成し、それに基づいて訪問型サービスの提供を行います。

■要介護認定を受けている場合

もよりの地域包括支援センターに支援計画表の作成をお申し込みください。

支援計画表作成の際、こすもす園訪問型サービスご利用希望の旨を、地域包括支援センターにお伝えください。

■要介護認定を受けていない場合

お住まいの市役所・役場の介護保険課もしくは、もよりの居宅介護支援事業者に要介護判定をお申し込みください。

判定の結果、要支援1および要支援2の認定を受けた場合は、もよりの地域包括支援センターに支援計画表の作成を依頼してください。

◆利用の前にならぬお読みください。

**介護保険対象のサービス**

項目	内容
身体介護	<p>契約者に対する身体介護を行います。</p> <p>●入浴の介助（入浴が困難な場合は清拭します） ●排泄の介助及びおむつ交換          ●食事の際の介助 ●身体の向きを変える介助 ●通院の際の付添い介助 など</p>
生活援助	<p>契約者に対する生活援助を行います。</p> <p>●食事の用意 ●衣服等の洗濯 ●部屋（居室）の掃除          ●日常生活に必要な品物の買物 など</p>

**料金表**

以下のサービスの金額は加古川市が厚生労働大臣が告示で定める金額を参考として決定した金額であり、これが改定された場合は、自動的に改定されます。

契約者の自己負担額は負担割合証に応じた利用料の割合の額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※端数処理の関係により実際の請求額と若干異なることがあります。

※（）外の数字は介護サービス費の10割、（）内の数字は介護サービス費の1割の金額となっています。

**（1）介護予防型訪問サービス**

訪問型サービス費	利用料 カッコ内は介護保険1割負担の場合の金額です
訪問型サービス費 11 週1回程度で月に5回以上の利用の場合	12,006円（1,201円）／月
訪問型サービス費 12 週2回程度で月に9回以上の利用の場合	23,983円（2,399円）／月
訪問型サービス費 13（削除） 週2回を超える程度で月13回以上の利用の場合	38,052円（3,806円）／月
訪問型サービス費 21 標準的な内容の指定相当訪問型サービスの 場合	2,930円（293円）／回
訪問型サービス費 22 生活援助が中心で所要時間20分以上45 分未満の場合	1,827円（183円）／回
訪問型サービス費 23 生活援助が中心で所要時間45分以上の場 合	2,246円（225円）／回
訪問型短時間サービス費 短時間の身体介護が中心の場合	1,664円（167円）／回
同一建物減算 1	総単位数の100分の90×10.21を減算
同一建物減算 2	総単位数の100分の85×10.21を減算
同一建物減算 3	総単位数の100分の88×10.21を減算
初回加算（初回利用月にサービス提供責任者が 訪問介護を行う場合）	2,042円（205円）
生活機能向上連携加算 I	1,021円（103円）／月
生活機能向上連携加算 II	2,042円（205円）／月

◆利用の前にならざるお読みください。

口腔連携強化加算（1月に1回を限度）	510円（51円）／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の1000分の245×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の1000分の224×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総単位数の1000分の182×10.21（左記の1割）

## （2）ターミナル支援型訪問サービス

訪問型サービス費	利用料 カッコ内は介護保険1割負担の場合の金額です
ターミナル支援型訪問サービス費/211 週1回程度で月に5回以上の利用の場合	12,006円（1,201円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/212 週2回程度で月に9回以上の利用の場合	23,983円（2,399円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/213 月に13回以上	38,052円（3,806円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/221 標準的な内容の指定相当訪問型サービスの 場合	2,930円（293円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/222 生活援助が中心で所要時間20分以上45分 未満の場合	1,827円（183円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/223 生活援助が中心で所要時間45分以上の場 合	2,246円（225円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/2 短時間の身体介護が中心の場合	1,664円（167円）／回
同一建物減算1	総単位数の100分の90×10.21を減算
同一建物減算2	総単位数の100分の85×10.21を減算
同一建物減算3	総単位数の100分の88×10.21を減算
初回加算/2（初回利用月にサービス提供責任 者が訪問介護を行う場合）	2,042円（205円）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の1000分の245×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の1000分の224×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総単位数の1000分の182×10.21（左記の1割）

### 介護保険対象外のサービス

以下のサービスは、介護保険の対象外です。実費をいただきます。

項目	金額	備考
通常区域外訪問 通常区域を超えてからお 客様宅まで	片道走行距離5キ ロごとに100円	加古川市以外の地域への訪問です。
キャンセル料	1,000円/回	ご利用中止の連絡が無い場合は、やむを得ない事情、緊急以外は取消料をいただきます

※料金の変更の際には、変更の1ヶ月前までに文書にてお知らせいたします。

◆利用の前にならぬお読みください。

## ■利用料金の支払い

利用料金は利用月末締で1か月単位の支払いです。

利用翌月に、前月利用分の請求書を発行します。なお、支払いは利用の翌月20日までに下記のいずれかの方法でお願いいたします。

支払い方法	概要
こすもす園窓口支払い	平日午前9時から午後5時まで受付いたしております。
金融機関への振込み	こすもす園口座への振込み払いです。(振込手数料は契約者負担) 振込先 但陽信用金庫 北野支店 普通預金 5017841 社会福祉法人のじぎく福祉会 特別養護老人ホーム こすもす園訪問介護 施設長 鷺坂 達雄(ワサカタ)
たんよう自動振替サービス※	契約者の但陽信用金庫口座より利用料金を引き落とします。

※自動振替サービスを利用の際は別途手続きが必要です。詳しくはこすもす園の職員におたずねください。

介護サービス提供に際してのお願い（皆様のご理解とご協力をお願いいたします）

- 契約者担当の訪問介護員はこすもす園が決定します。また、サービス提供時は複数の訪問介護員が交替してサービスを提供いたします。
- 契約者からの担当訪問介護員の指定はできません。訪問介護員の交替を希望の場合は、交替を希望される理由をこすもす園へお知らせください。
- こすもす園の事情により訪問介護員を交替する場合がございます。その際、契約者および家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。
- 介護サービス提供に関する指示は、契約者の事情、意向等に十分に配慮したうえで、こすもす園から訪問介護員に直接行います。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- 契約者以外の方へのサービス提供はできません。また、契約者以外（契約者の家族を含む）への介護、食事の提供、衣類洗濯、契約者の居室以外の掃除等はいたしません。
- 介護サービス以外の業務（庭の掃除、故障箇所の修繕、預金の預け払い、医療行為等）はいたしません。
- 通院等、移動付き添いは、タクシー・バス等の公共交通機関を利用の場合に限らせていただきます。
- 契約者および家族様等からの金銭・物品の授受は一切いたしません。

◆利用の前にならざるお読みください。

<p>■この場合 契約は 終了します</p>	<p>①契約者が死亡された場合。 ②要介護認定によりご契約者が自立または要介護状態と判定された場合。 ③当園が解散、破産、またはやむをえない事由により閉鎖した場合。 ④当園の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。 ⑤当園が介護保険の指定を取り消された場合。 ⑥当園が介護保険の指定を辞退した場合。 ⑦契約者が解約または契約解除の申し出をされた場合。 （希望日の7日前までにお申し出ください） ⑧当園が契約解除を申し出た場合。（1ヶ月前までに通知いたします）</p>
<p>■この場合 契約者は 即時に契約 を解除する ことができ ます</p>	<p>①契約者が介護保険対象外サービスのご利用料金の変更に同意できない場合。 ②契約者が当園の運営規程の変更に同意できない場合。 ③契約者が入院された場合。 ④当園が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。 ⑤当園がご契約者の守秘義務に違反した場合。 ⑥当園が故意または重大な過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為をおこなった場合。 ⑦他のお客様による契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為の恐れがある場合において、当園が適切な対応をとらない場合。</p>
<p>■この場合 当園が契約 を解除いた します。</p>	<p>①契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項を当園にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。 ②契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項について、当園に偽りの情報をお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。 ③契約者によるサービス利用料金のお支払いが3か月以上遅延した場合。 ④契約者が故意または重大な過失により他のご利用者または当園および当園職員等の身体・財物・信用等を傷つける行為をされた場合。 ⑤契約者の行動により他のご利用者または当園および当園職員等の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。 ⑥契約者が、当園において重大な自傷行為を行うおそれがある場合。</p>

■損害賠償について

- 当園の責任によって契約者に損害を生じさせた場合、当園は速やかにその損害を賠償いたします。  
ただし、契約者側の故意または過失が認められる場合において、契約者の心身状況を考慮したうえで、当園の損害賠償責任を減じる場合がございます。
- 当園は、当園の責任による理由がない限り損害賠償責任を負いません。  
とりわけ、以下の場合は、当園は損害賠償責任を免れます。
  - ①契約者および家族が契約の際、または当園がお客様の状況についておたずねした際心身の状況および病歴等の重要事項を当園にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。
  - ②契約者および家族が契約の際、または当園がお客様の状況についておたずねした際心身の状況および病歴等の重要事項を当園に偽ってお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。
  - ③契約者の急激な体調の変化など、当園が実施したサービスに起因しない事由により損害が発生した場合。
  - ④契約者が、当園および当園職員の指示等に反して行った行為により損害が発生した場合。

◆利用の前には必ずお読みください。

■事故が発生した場合

事故が発生した場合には、契約者や家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

■緊急時の対応について

契約者に対して緊急を要する場合、主治医および担当介護支援専門員（ケアマネージャー）へ速やかに連絡し、緊急マニュアルにしたがい、適切かつ迅速な措置を講じます。

●緊急時対応窓口　こすもす園訪問介護事業所　電話(079)438-7813　FAX(079)438-7685

■苦情ご相談の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の受付担当者または第三者委員が受け付けます。

<受付担当者>　　木村訓子　　月曜日から金曜日　午前9時から午後5時  
電話(079)438-7813

<第三者委員>　　宗行 正明　　電話(080)3137-5529  
中村 昌由　　電話(090)7762-9350

<苦情解決責任者>　驚坂 達雄　(法人本部)　電話(079)438-9696

●第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどを行います。

●苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

■公的機関における苦情受付窓口

以下のところでも苦情の受付をいたしております。

●加古川市介護保険課

電話：(079)427-9220　住所：加古川市加古川町北在家 2000  
月曜日から金曜日（平日）　午前8時30分から午後5時15分まで受付

●国民健康保険団体連合会

電話：(078)332-5617　住所：神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801  
月曜日から金曜日（平日）　午前8時45分から午後5時15分まで受付

●兵庫県運営適正化委員会

電話：(078)242-6868　住所：神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内  
月曜日から金曜日（平日）　午前10時から午後4時まで受付

◆利用の前にならずお読みください。

■説明のご確認

説明日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

説明場所 \_\_\_\_\_

訪問型サービスの提供に際し、この書面にに基づき、この重要事項説明書に記載する事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人のじぎく福社会 理事長 栗原 英治 印

説明者 職名 氏名 印

私は、この書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所  
氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者 住所  
氏名 印

立会人（契約者家族） 住所  
氏名 印